

点検評価部会において検証する目標（2011年度）（安全衛生部）

項目	現在値 (直近の値)	2010年の目標	2011年の目標	中期目標値 (2020年)
雇用の質の向上;ディーセント・ワークの実現、ワーク・ライフ・バランスの推進				
労働災害発生件数	107,759件 (平成22年確定値)	前年比3%減	前年比5%減 ※震災を直接の原因とした災害を除く	3割減
メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合	33.6%(平成19年) (参考 50%(平成22年))	メンタルヘルス対策について有識者による検討を開始し、報告書を取りまとめ、その報告書を受けて労働政策審議会での議論を行う。	労働政策審議会の建議を踏まえ、所要の見直し措置を講じる。	100%
受動喫煙のない職場	46%(平成19年) (参考 64%(平成23年))	職場における受動喫煙防止対策に関する検討会報告書を取りまとめ、その報告書を受けて労働政策審議会での議論を行う。	労働政策審議会の建議を踏まえ、所要の見直し措置を講じる。	実現

現在値のデータの出所等

○労働災害発生件数

労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成

○メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合

労働者健康状況調査(平成19年)

参考として、職場におけるメンタルヘルス対策に関する調査(平成22年 労働政策研修・研究機構)

○受動喫煙のない職場

労働者健康状況調査(平成19年)

参考として、職場における受動喫煙防止対策に係る緊急調査(平成23年)

雇用成長戦略に係る目標について（労働災害発生件数）

【2010年】目標; 3%減 実績; +1.9%

＜労働災害発生状況＞

- 労働災害発生件数は107,759人で2,041人(+1.9%)増。
（参考）2008年と比較すると9.7%減
- 従来から災害多発業種とし重点的に指導してきている製造業、建設業は微減。
- 小売業、社会福祉・介護業等で増加。また、貨物トラックの荷物の積み卸し作業中の墜落や転倒等の労働災害が増加。
- 死亡災害についてみると1,195人で120人(+11.2%)増
 （熱中症で39人増、貨物トラックの交通事故で22人増、建設現場における墜落・転落で12人増、林業作業中の事故で16人増等）
- 災害が増加した背景としては、①鉱工業生産指数が2009年の81.8から95.6に回復していること(平成17年を100)、②記録的な猛暑により、熱中症だけでなく、ふらつきや疲労の蓄積等が夏季に労働災害を大幅に増加させたこと

＜新たに講じた対策＞

- 『死亡災害の増加に対応した労働災害防止緊急対策』を実施し、建設現場における墜落・転落災害や貨物トラックの交通事故の防止対策の徹底を重点に関係事業者に対する指導を強化。
- 企業における安全活動を活性化させるため、「安全から元気を起こす戦略」を検討。（4月26日とりまとめ）

＜労働災害発生状況＞

	2010年	2009年	増減
全産業	107,759	105,718	2,041 (1.9%)
製造業	23,028	23,046	-18(-0.1%)
建設業	21,398	21,465	-67(-0.3%)
陸上貨物運送事業	13,040	12,794	246(1.9%)
卸売業又は小売業	16,774	16,386	388(2.4%)
医療保健業	5,592	5,200	392(7.5%)

＜死亡災害発生状況＞

	2010年	2009年	増減
全産業	1,195	1,075	120(11.2%)
製造業	211	186	25(13.4%)
建設業	365	371	-6(-1.6%)
陸上貨物運送事業	154	122	32(26.2%)
林業	59	43	16(37.2%)
清掃・と畜業	62	45	17(37.8%)
農業	26	13	13(100%)

【2011年】目標;5%減 ※震災を直接の原因とする災害を除く。

毎年3%減に昨年未達成分の1.9%を加えて、5%減を目標として設定し、以下の対策を推進する。

- 墜落・転落災害の防止対策、交通労働災害防止対策、熱中症対策など昨年増加した死亡災害を確実に減少に転じさせるための対策を推進する。
また、陸上貨物運送事業については、交通事故の防止に加えて、荷主先における荷の積み卸し中の災害を防止することも課題であることから、荷主等が積極的に関与することも含めた対策を推進する。
- 第3次産業における労働災害防止対策として、多店舗の小売店や新設される介護施設等を重点に指導を行う。
- 企業における安全活動を活性化させるため、本年4月にとりまとめた「安全から元気を起こす戦略」を実行し、安全活動に意欲のある企業が国民や取引先に注目され評価される仕組みづくり等を進める。

職場におけるメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

2010年度に実施する事項

職場におけるメンタルヘルス対策、職場における受動喫煙防止対策に係る労働政策審議会での検討・結論

2011年度に実施すべき事項

所要の見直し措置

2020年までに実施すべき事項

メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%
受動喫煙の無い職場の実現

2010年度（平成22年度）の実績

平成22年12月22日に労働政策審議会から建議

- 職場におけるメンタルヘルス対策
 - ・ ストレスチェック、必要に応じた医師の面接等を義務化
 - ・ メンタルヘルスにも対応できる人材を有する機関にも産業医業務を認める
- 職場における受動喫煙防止対策
 - ・ 原則、全面禁煙又は空間分煙を義務化
 - ※ 飲食店等においては、当分の間、一定の濃度又は換気についての基準を守ることを義務化

2011年度（平成23年度）の目標

所要の見直し措置

→職場のメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策を規定する労働安全衛生法改正案を提出

この他、職場のメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策を推進する取組を実施する。（次ページ参照）

職場のメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策を推進するための取組(平成23年度)

職場のメンタルヘルス対策を推進するための取組

○ メンタルヘルス対策支援センター事業

地域における職場のメンタルヘルス対策の中核的機関を全国47都道府県に設置し、メンタルヘルス不調の予防から復職支援まで事業者の行う職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援

具体的には、下記の取組を実施

- ・ 専門家による個別事業場に対する訪問支援の実施
- ・ 職場の管理職に対する教育の実施
- ・ 職場復帰プログラム作成支援 等

○ 地域産業保健事業

労働者50人未満の小規模事業場の産業保健活動の支援

具体的には、下記の取組を実施

- ・ 健診結果に基づく医師の意見聴取への対応
- ・ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談指導
- ・ 長時間労働者に対する面接指導 等

○ 外部専門機関の整備・育成等事業

産業医有資格者、メンタルヘルスに知見を有する医師等で構成された外部専門機関の整備・育成

職場の受動喫煙防止対策を推進するための取組

○ 喫煙室設置のための助成

飲食店、宿泊業等で喫煙室を設置する事業場に対し、喫煙室設置に係る費用の1/4を助成する

○ 相談支援業務

事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合わせに対して、労働衛生コンサルタント等専門家による指導及び相談対応を行う

○ 職場内環境測定支援業務

飲食店、宿泊業等の事業場に対し、デジタル粉じん計等を用いた測定による現状把握のための支援を行う